

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型) ゆめ計画50(確定拠出年金)
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信/内外/資産複合
4. 商品属性	
当初設定日	2001年11月30日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	下記マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。 ● ニッセイ国内株式マザーファンド ● ニッセイ国内債券マザーファンド ● ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド ● ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。
運用方針	● 主として上記各マザーファンドの受益証券に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。 ● 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。 ◇ ニッセイ国内株式マザーファンド：30% ◇ ニッセイ国内債券マザーファンド：35% ◇ ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド：20% ◇ ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド：10% ◇ 短期金融資産：5% ● 基準ポートフォリオの資産配分は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ基準配分±5%(ニッセイ国内債券マザーファンドは基準配分±10%)以内に変動幅を抑制します。 ● 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。 ● 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、急激な為替変動等により為替差損の可能性が大きいと判断される場合には、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。
主な投資制限	● 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の65%以下とします。 ● 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%以下とします。 ● 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 投資信託証券(マザーファンドは除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
ベンチマーク	● ニッセイ国内株式マザーファンド：TOPIX(東証株価指数)(配当込み) ● ニッセイ国内債券マザーファンド：NOMURA-BPI国債 ● ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド：MSCIロクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) ● ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
決算日	毎年12月20日(但し休日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時(原則として12月20日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金は、自動的に再投資されます。
償還条項	委託会社は、信託期間中において、下記の理由等により、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。 ● この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ● やむを得ない事情が発生したとき 償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. 購入方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プラン内で選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は、自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年1.43%(税抜年1.30%) (内訳：委託会社0.77%(税抜0.70%)、販売会社0.55%(税抜0.50%)、受託会社0.11%(税抜0.10%))
信託財産留保額 その他費用	ありません。 ● 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
7. 費用 その他費用	この商品には次の費用がかかります。 ● 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息は信託財産中から支弁されます。 ● ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用等は、信託財産中から支弁されます。 ● 信託財産に係る監査費用及び当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託財産中から支弁されます。
8. お申込み不可日等	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので弊社コールセンターにお問い合わせください。
9. 課税関係	● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の年金資産に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み 損失の可能性	● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な 変動要因等 株式投資リスク	ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。主なリスク要因は以下の通りです。 株式市場が各国の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落する場合には、各ファンドが実質的に組入れを行っている株式の下落に伴い、基準価額が下がる傾向があります。また、ファンドが実質的に投資している企業が倒産や業績悪化等に陥った場合、当該企業の株式の価額が大きく下落し、ファンドに重大な損失を生じることがあります。
金利変動リスク	金利変動リスクとは、金利変動により債券価額が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、各ファンドが実質的に組入れを行っている債券の価額は下落し、基準価額が下がる傾向があります。
為替変動リスク	各ファンドはマザーファンドへの投資を通じて外貨建ての有価証券に投資します。これらの資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いませんので、為替変動リスクがあります。一般に外国為替相場が対円で下落(円高)した場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。
信用リスク	信用リスクとは、公社債の発行体が経営不振、資金繰り悪化等により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価額が下落するリスクをいいます。これらの場合、基準価額が下落するリスクがあります。
カントリーリスク	各ファンドはマザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、基準価額が下落する可能性があります。なお、原則として世界主要先進国を投資対象とすることで、カントリーリスクを抑制します。
流動性リスク	短期間に相当金額の解約申込みがあった場合、組入資産を売却することで解約金額の手当てをしますが、組入資産の市場における流動性が低いときには市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ず、その結果基準価額が大きく下落するリスクがあります。
国別配分リスク	各ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の有価証券へ投資します。この国別配分がファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益率の低い国の資産配分が大きい場合、ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
資産配分リスク	各マザーファンドの資産配分は、基準ポートフォリオを目標に変動幅を一定のレンジに抑制します。この資産配分がファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益率の低い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、マザーファンドの投資成果がベンチマークと同等あるいはそれ以上のものであったとしても、ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
その他	各ファンドは、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等の短期金融資産で運用する場合がありますが、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(= 基準価額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. その他ご留意 いただく事項	● 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み又は解約請求の各種受け付けを中止する場合があります。 ● 市場の急変時等、ファンドの大量設定、解約が生じた場合等には、前記の投資の基本方針に従った運用ができない場合があります。
15. 委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)
16. 受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(ファンドの信託財産の保管、管理業務を行います。) (再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

(運営管理機関) りそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。